

社会福祉法人 無量壽会

双葉ヶ丘居宅介護支援センター 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人無量壽会が開設する双葉ヶ丘居宅介護支援センター（以下「事業」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行うものとする。

- 2 事業所の職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を行うものとする。
- 3 事業を運営するに当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 双葉ヶ丘居宅介護支援センター
- 2 所在地 仙台市青葉区双葉ヶ丘二丁目9-2
(特別養護老人ホーム 寶樹苑内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（主任介護支援専門員兼務）
管理者は、事業所の職員の管理及び事業に係る業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 3名（常勤職員3名、うち1名管理者兼務）
介護支援専門員は、利用者に適切な居宅サービス計画を作成する。
- 3 事務員 6名（兼務）（正職員 4名 パート 2名）

事務員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日まで、及び祝日は除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- 1 相談場所
相談場所は、相談に応じる。
- 2 介護支援専門員の居宅訪問・居宅への連絡
月に1度の定期訪問を行う。その他、随時相談を受ける。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- 1 事業所の職員は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力をを行う。(申請事務の代行)
- 2 介護支援専門員は、利用者及びその家族からの相談に応じ、利用者の心身の状況等に応じた適切な居宅サービスを利用できるよう具体的な居宅サービス計画を作成するとともに、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- 3 当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう関係市町村、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行うとともに、その他の便宜の提供を行う。

(指定居宅介護支援の利用料)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、下記のとおりとする。

青葉区：北仙台小学校区、荒巻小学校区、三条中学校区、台原中学校区、桜丘中学校区

泉 区：八乙女中学校区、加茂中学校区、長命ヶ丘中学校区

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備するものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者及び家族等に関する情報を第三者に洩さない。
- 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用計画の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人無量壽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には事業所で定めている事故対応マニュアルに基づき対応するものとする。また、速やかに市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者の責に帰すべき事由により生じた事故につき、事業者は利用者や家族などに賠償する責任を負うものとする。

(苦情の受付)

第12条 苦情の受付について

- 1 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付ける。

○苦情受付窓口 : 梅津 早苗 (管理者)

TEL 022-275-4086

○受付時間 : 毎週月曜日から金曜日の9:00から17:00

(ただし、12月29日から1月3日と、祝日は除く。)

○苦情解決責任者 : 法人本部長 中川 俊彦

寄せられたご意見や、苦情に対して総合施設長が責任者となって、関係機関と相談しながら、申し出人と誠意を持って話し合い、合意が得られるよう努める。

なお、法人として、第三者苦情委員会を設置している。定期的を開催して、委員の皆さんのご意見を伺っている。

- ・3名の方を委嘱している。

北仙台地区民生委員2名 越後 洋子 佐藤 勝男

社会福祉法人無量壽会監事1名 犬飼 泰治

いただいた苦情については、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行う。

また、苦情ボックス (ご意見箱) を特別養護老人ホーム寶樹苑 (同建物内) 1階食堂前ロビーおよび2階食堂内に設置している。

2 行政機関その他苦情受付機関

宮城県国民健康保険 団体連合会	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2-3
	電話番号	022-222-7700
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	仙台市青葉区本町3丁目7-4
	電話番号	022-225-8476
仙台市介護事業支援課 居宅介護サービス指導係	所在地	仙台市青葉区国分町3-7-1
	電話番号	022-214-8192

※12月29日から1月3日と、土日祝日は除く。

※その他、各区障害高齢課介護保険係に相談。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成14年12月13日から施行する。

この規定は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成18年11月20日から施行する。

この規程は、平成19年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月19日から施行する。

この規程は、平成23年10月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 7月10日から施行する。

この規程は、平成25年11月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 7月17日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成28年12月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。